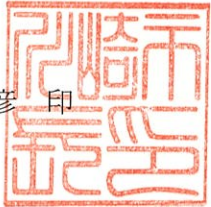


7 川港管第 269 号
令和 7 年 4 月 1 日

横浜港埠頭株式会社
代表取締役社長 植松 久尚 様

川崎市長 福田 紀彦 印



指定公金事務取扱者の指定について（通知）

提出のあった申出書に基づき、次のとおり指定納付受託者として指定したので通知します。

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 植松 久尚

2 歳入の種類

川崎市入港料条例（昭和 51 年川崎市条例第 54 号）第 3 条第 1 項に規定する入港料であって、以下に掲げる条件を全て満たすもの（以下「当該入港料」という。）

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に川崎港（港湾法第 33 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により公告した区域をいう。以下同じ。）に入港した船舶に係るものであること。
- (2) 以下に掲げる者により入港の届出がなされた船舶に係るものであること。

名 称	納入通知書の送付先
東海運株式会社埠頭部川崎船舶営業所	川崎市川崎区千鳥町 7-1 ポートサイドカ ワサキ 504 号室
東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所	川崎市川崎区東扇島 9 2
三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課	横浜市中区本牧ふ頭 1-198 本牧ふ頭 BC ターミナル 2 期管理棟 3 階

3 指定日

令和 7 年 4 月 1 日

（港湾局川崎港管理センター港湾管理課担当）

電話 044-287-6014